

消費者庁の「内部通報制度認証」を取得＜独立行政法人で初＞

～ お客様や社会から信頼される組織であるために ～

独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）は、令和3年6月18日付で、独立行政法人として初めて、消費者庁が所管する「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）※」の登録事業者となりました。

内部通報制度は、企業経営を支える基本的なシステムである内部統制の重要な要素であり、健全な事業遂行や法令遵守の確保を図る上で必要不可欠とされています。適切な内部通報制度の整備・運用は、組織の自浄作用の向上やコンプライアンス経営の推進に寄与するものです。

UR都市機構では、法令違反行為・不正行為等の予防、早期発見と是正を図るため、社内及び社外（弁護士事務所）にコンプライアンス通報・相談窓口を設置し、内部通報制度の実効性の向上に努めています。通報・相談窓口においては、通報・相談者のプライバシーを厳重に保護するとともに、通報・相談したことにより不利益な取扱いを受けることのないよう徹底しています。今般、「内部通報制度認証」の登録事業者となったことで、より一層コンプライアンス経営の推進に繋がるものと考えております。

UR都市機構は、これからもお客様や社会を始めとする全てのステークホルダーに信用・信頼される組織であり続けられるよう、真摯な姿勢でコンプライアンス推進に取り組んでまいります。

※内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）とは？

事業者が自らの内部通報制度を評価して、認証基準に適合している場合、当該事業者からの申請に基づき指定登録機関（商事法務研究会）がその内容を確認した結果を登録し、所定のWCMSマークの使用を許諾する制度です。



内部通報認証制度（Whistleblowing Compliance Management System）のシンボルマーク
“右肩上がり”や“企業価値向上”をイメージした「W」を基調としたマーク

お問い合わせは下記へお願いします。

- ・ 本社 コンプライアンス・法務部
コンプライアンス推進課（電話）045-650-0071
- ・ 本社 広報室 報道担当 （電話）045-650-0887